

第5章 災害復旧・復興計画

- 第1節 災害復旧・復興の基本方針
- 第2節 公共土木施設災害復旧計画
- 第3節 農林水産施設災害復旧計画
- 第4節 その他の災害復旧計画
- 第5節 被災者自立支援対策計画
- 第6節 復興計画

第1節 災害復旧・復興の基本方針

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促すとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

町、県、及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第5章 災害復旧・復興計画

第2節 公共土木施設災害復旧計画

第2節 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

第1 実施機関

災害復旧の実施責任者は、原則として県の管理に属する施設については県が、町の管理に属するものは町において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

第2 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原型復旧と併せて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設、又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期完成に努めるものとする。

第3 対象事業

公共土木施設災害事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

1	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めその他の施設若しくは海岸を保全するために防護することを必要とする河岸。ただし、砂防法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。
2	海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設
3	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸
4	林地荒廃防止施設	山林砂防施設又は海岸砂防施設
5	地すべり防止施設	地すべり防止等法第2条第3項に規定する地すべり防止施設
6	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
7	道路	道路法第2条第1項に規定する道路
8	水道	市町村又は一部事務組合が経営する水道事業等で、水道法第3条第8項に規定する水道施設又は一般の需要に応じて水を供給する給水人口が50人以上100人以下である水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、もしくは排水施設
9	下水道	下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5項に規定する都市下水道
10	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの

第4 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されたものである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- 2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- 3 地方債の元利償還金の地方交付税導入
- 4 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

第3節 農林水産施設災害復旧計画

農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

第1 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には町、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度な技術を要するもの等は、その事情に応じ、県営事業として施行するものとする。

第2 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、本章第1節「公共土木施設災害復旧計画」の第2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次の通りとする。

- 1 同法律により、国に対して災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧し、その他は査定後施行するものとする。
- 2 前記1の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図るものとする。
- 3 農地等の復旧事業は原則として3箇年以内に完了させることとしており、復旧進捗は初年度に30%、2年度までに80%が目安とされている。
- 4 その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められていることから、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。

第3 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産施設とは、次のような施設である。

1	農地	耕地の目的に供される土地 田畑及びわさび田
2	農業用施設	農地の利用又は保全上必要な公的施設であって、次のものをいう。 ①かんがい用排水路、ため池、頭首工、揚水機 ②農業用道路、橋梁 ③農地保全施設、堤防（海岸を含む。）
3	林業用施設	林地の利用又は、保全上必要な公的施設であって、次のものをいう。 ①林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。） ②林道

第5章 災害復旧・復興計画

第3節 農林水産施設災害復旧計画

4	漁業用施設	漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。 ①沿岸漁場整備開発施設（政令で定めるもの） ②漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する基本施設）
5	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又はその水産業協同組合、その他営利を目的としない法人の所有する次のものをいう。 ①倉庫 ②加工施設 ③共同作業場及びその他の森林水産業者の共同利用に供する施設

第4 財政援助

農地等の災害復旧を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- 1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- 2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助率の嵩上げ
- 3 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- 4 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- 5 天災による被災農林漁業等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 その他の災害復旧計画

第1 住宅災害復旧計画

1 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水等その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、町において公営住宅を整備するものとする。整備に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

県は、市町村の災害公営住宅等の整備に当たり、その被災状況に応じ、国及び関係機関と連携の上、整備手法の提案等、必要な支援を行うものとする。

2 既設公営住宅の復旧

災害（火災にあつては、地震による火災に限る）により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。

◆公営住宅関係住宅災害対策

		要件	措置													
一般災害	整備	<災害公営住宅整備事業> (公営住宅法第8条第1項第1号、第2号) 1. 滅失戸数 ①被災地全域で500戸以上 ②1市町村の区域内で200戸以上 ③1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上 2. 火災による滅失戸数 被災地全域で200戸以上又は1市町村全住宅の1割以上	(公営住宅法第8条第1項) 滅失戸数の3割を限度として<災害公営住宅>の建設等に対する2/3補助 標準工事費は一般に準ずる (同法第8条第2項) <災害公営住宅>借上げに関わる住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5													
	復旧	<既設公営住宅復旧事業> (公営住宅法第8条第3項) 1. 住宅の被害 1戸当たりの復旧費が11万円以上、かつ1事業主体の合計額が290万円以上(事業主体が市町村の場合は190万円以上) 財務省協議による運用基準	(公営住宅法第8条第3項) <table><tr><th colspan="3">公営住宅又は共同施設</th></tr><tr><td>被害</td><td>滅失</td><td>損傷</td></tr><tr><td>復旧</td><td>再建</td><td>補修</td></tr><tr><td colspan="3">補助率 1/2</td></tr></table>			公営住宅又は共同施設			被害	滅失	損傷	復旧	再建	補修	補助率 1/2	
公営住宅又は共同施設																
被害	滅失	損傷														
復旧	再建	補修														
補助率 1/2																
激甚災害(本激)	整備	<罹災者公営住宅整備事業> (激甚法第22条) 1. 滅失戸数(災害指定) ①被災全域で4,000戸以上 ②被災全域で2,000戸以上、かつ、1市町村で200戸以上若しくは全住宅の1割以上 ③被災全域で1,200戸以上、かつ、1市町村で400戸以上若しくは全住宅の2割以上 (激甚指定基準8) 2. 滅失戸数(地域指定) 1. の①～③のいずれかであり、かつ、1市町村で100戸以上又は全住宅の1割以上 (激甚法施行令第41条)	滅失戸数の5割を限度として<罹災者公営住宅>の建設等に対する3/4補助 <罹災者公営住宅>の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5 * 激甚法では災害を受けた公営住宅のことを罹災公営住宅という表現としている。													

第5章 災害復旧・復興計画

第4節 その他の災害復旧計画

		要件	措置
復旧		〈本激甚指定既設公営住宅復旧事業〉 公共土木施設災害復旧事業の A. 見込額 全国都道府県の市町村の当該年度標準税収入 総額の約0.5%以上 B. Aの見込額が0.2%以上、かつ、 ①都道府県負担見込額が当該年度標準税収入 の25%をこえる都道府県が1以上 ②市町村負担見込額が県内全市町村の当該年 度の標準税収入総額の5%をこえる都道府 県が1以上 (激甚災害指定基準Ⅰ)	補助率のかさ上げ (激甚法第3条) *局激の場合は、別途基準あり

3 一般被災住宅の融資

一般被災住宅の災害復旧については、県と（独）住宅金融支援機構が連携し、「住宅相談窓口」の開設、「復興に資する情報」の提供を行い、（独）住宅金融支援機構の災害復興融資を活用して復旧に努めるものとする。

4 住宅耐震化関連補助制度

県は、耐震性能を満たしていない住宅の耐震化を進めるため、全市町村において住宅耐震化補助制度を受けることができる体制を整備する。また、地震発生時における人身事故の防止及び避難経路の確保のため危険なブロック塀等除去等に対する補助制度についても整備する。

第2 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく国庫補助事業又は単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

1 実施機関

公立学校施設の災害復旧は、町立学校にあつては町長が行うものとする。

2 復旧方針

公立学校施設の復旧方針は、本章第2節「公共土木施設災害復旧計画」の第2「復旧方針」に準ずる。

3 対象事業

同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。

4 財政援助

公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

- (1) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法により国庫負担
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- (3) 地方債の元利償還金の地方交付税導入
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

第3 水道施設の復旧計画

水道施設の災害復旧は、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」に基づく国庫補助事業又は単独事業として次により実施するものとする。

1 実施機関

水道事業者及び水道用水供給事業者

2 復旧方針

原形復旧を基本とするが、再度の災害に対する強化を図るため、送水管・配水本管等については伸縮性や可とう性、離脱防止機能などの耐震性を有する管へ布設替えするとともに、配水タンク等の池状構造物については必要に応じて緊急遮断弁の設置や構造物の耐震性の確保に努めるものとする。

第4 土砂災害復旧計画

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、国庫補助事業又は県単独事業として次により実施する。

1 実施機関

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、県が実施する。

2 復旧方針

再度災害の発生を防止するために必要な防止施設の新設及び改良を行うとともに、これら施設の早期完成に努めるものとする。

3 対象事業

砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内において実施する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業

第5 文化財災害復旧計画

文化財等の災害復旧は、必要に応じ、国庫補助事業及び県単独事業として、町、国、県、関係機関及び被災文化財の所有者と連携して、行うものとする。

第5節 被災者自立支援対策計画

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など、被災者の生活支援のための措置を講じるものとする。

第1 被災者に対する生活支援等

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

県は、町が行う被災者支援が効果的に実施されるよう、情報提供や市町村間の連携構築、地域の支援者や民間事業者等との連携による見守り体制の構築など、町に対する支援を行うものとする。

第2 被災者に対する生活相談

町は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努めるものとする。

県は、被災者の生活相談に対応するため、手引書を作成の上、必要に応じて、生活困窮者自立相談支援窓口における相談支援を強化するとともに、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、被災者の自立安定を図るものとする。

また、消費生活に対する相談についても、各種震災支援策等の情報を収集・整理し、職員と消費生活相談員が共有して、被災者からの相談に対応するとともに、休日・夜間開設の相談態勢を速やかに確立するものとする。

相談窓口	受付内容	窓口
健康相談	被害にあわれた方たちの健康相談	御船町保健センター 096-282-1602
消費生活相談	消費生活に関するトラブルや疑問・質問等	商工観光課 096-282-1226
食品に関する衛生相談、食品関係事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談	食品の取扱い、表示、保存方法、食中毒などの食品に関する健康被害についての相談 食品関係事業者からの被害を受けた施設や使用水の衛生管理や衛生上必要な措置などに関する相談	熊本県御船保健所 096-282-0016
被災分譲マンションの再建・補修についての専門家相談 （公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター）	被災分譲マンションの建替えや大規模改修等における管理組合の合意形成等の法制度に関する相談（弁護士）や、再建手法についての建築技術的な相談（建築士等）	住まいるダイヤル 0570-016-100
被災住宅の補修や再建に関する相談	相談員（建築士）を派遣して、現場で住宅	住宅補修専用・住ま

相談窓口	受付内容	窓口
談（公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター）	を見ながら、補修方法や補修費用などの具体的な相談	いるダイヤル 0120-330-712
土地建物の権利について （熊本地方法務局）	地震により権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失した場合の不正登記防止に関する相談	熊本地方法務局 不動産登記部門 096-364-2145
金融機関との取引について （金融庁）	平成28年熊本地震発生に際し、被災者等からの各種金融機関の窓口の問合せや金融機関等との取引に関する相談	金融庁相談ダイヤル 0120-156-811
法的支援について （日本司法支援センター）	オペレーターが震災に関するお問い合わせについて法制度の紹介や被災された方の問題解決に役立つ相談窓口等の情報を提供	法テラス サポートダイヤル 0570-078-374
雇用保険失業給付について （熊本労働局）	雇用保険失業給付の給付制限期間が短縮（3ヶ月⇒1ヶ月）される特例措置について	熊本労働局 職業安定課 096-211-1703

第3 り災証明書の発行

1 被害認定基準

災害による住家への被害程度を判定する際の基準は、内閣府の災害の被害認定基準について（令和3年6月24日付府政防第670号）及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月 内閣府）を基とした区分とする。

◆住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

被害の程度	認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のものである、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるとする。
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである又は住家の主要な構成要素の経済的

第5章 災害復旧・復興計画

第5節 被災者自立支援対策計画

被害の程度	認定基準
	被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
準半壊に至らない（一部損壊）	損害割合10%未満

◆災害報告取扱要領（消防庁）における認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	前述表と同様
半壊	前述表と同様（ただし、損害割合は20%以上50%未満のものとする。）
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

◆り災証明書で受けられる主な被災者支援メニュー

支援メニュー		り災証明書の程度					備考
		全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない	
1	各証明書の交付手数料の免除	○	○	○	○	○	
2	被災者生活再建支援制度	○	○	※			※やむを得ない事情で解体した場合
3	日本財団による住宅損壊見舞金及び弔慰金の支給	○	○				
4	熊本地震災害対策義援金	○	○	○			
5	災害援護資金の貸付	○	○	○			
6	被災した住宅の応急修理	※	○	○			※全壊でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象
7	応急仮設住宅の提供	○	○				
8	民間賃貸住宅借り上げ制度による住宅の提供	○	○	※			※半壊の家屋を解体・撤去し、自らの住居に居住できない場合は対象
9	町営住宅一時使用の募集	○	○	○			
10	被災した建物の解体・撤去	○	○	○			
11	個人町民税の減免	○	○	○			所得制限等あり
12	固定資産税の減免	○	○	○			

13	国民健康保険税の減免	○	○	○			所得制限等あり
14	国民健康保険医療費の一部負担（窓口負担）の猶予及び免除	○	○	○			
15	後期高齢者医療保険料の減免	○	○	○			
16	後期高齢者医療保険料の一部負担（窓口負担）の猶予及び免除	○	○	○			
17	介護保険料の減免	○	○	○			
18	介護保険サービス利用料の猶予及び免除	○	○	○			
19	保育所等保育料の減免	○	○	○			
20	幼稚園の保育料の減免	○	○	○			

※ 「被災した住宅の応急修理」を利用した場合、「応急仮設住宅の提供」及び「民間賃貸住宅借り上げ制度による住宅の提供」の利用は不可

2 早期交付のための体制確立

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や被災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に被災証明書を交付するものとする。

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とするものとする。

また、町及び県は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び被災証明書の発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

◆他の建物調査との違い

	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	宅地の崩壊危険度等を判定し結果を表示	住家に係る被災証明書の交付
実施主体	市町村（県等が支援）	市町村、県	市町村
調査員	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	被災宅地危険度判定士（認定登録者）	主に行政職員（被災証明書交付は行政職員のみ）
判定内容	当面の仕様の可否	宅地の被害状況を把握し二次災害を軽減・防止	住家の損害割合（経済的被害の割合）
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊・大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	被災証明書に判定結果を記載

町は、災害発生により住家等に被害が及んだ場合又はそのような事態の発生が予想される場合、被災証明書を発行するための事前準備を行い、体制の整備に努めるものとする。

（１）被災証明書発行のための事前準備

- ① 発行方針の決定
- ② 被災証明書の様式の設定
- ③ 資機材等の確保
- ④ 申請窓口及び人員の確保

第5章 災害復旧・復興計画

第5節 被災者自立支援対策計画

⑤ り災証明書発行に関する広報活動 等

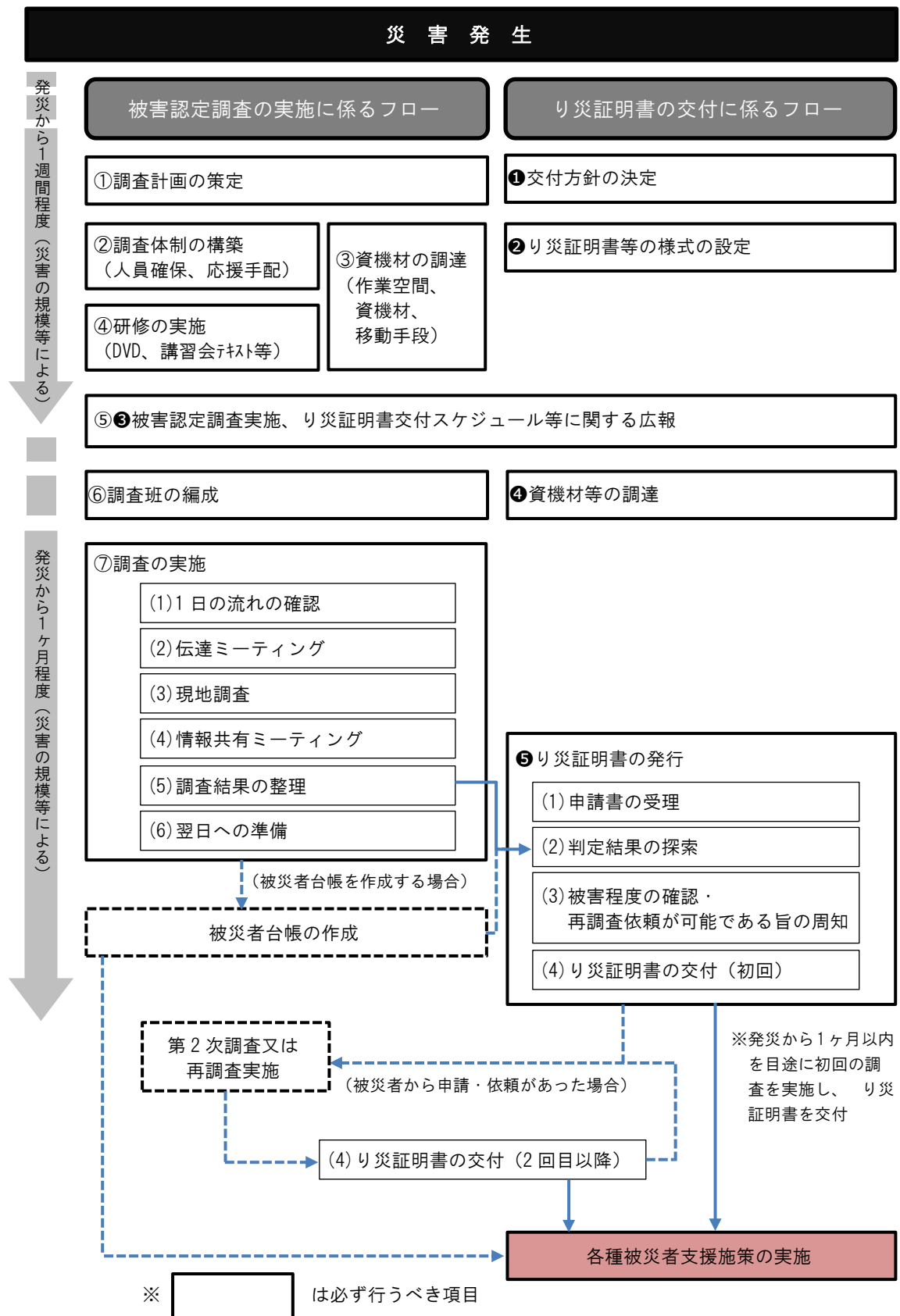
(2) 被害認定調査のための事前準備

① 調査計画の策定

② 調査体制の構築及び調査班の編成

③ 調査用資機材の調達

④ 職員研修の実施 等



第5章 災害復旧・復興計画

第5節 被災者自立支援対策計画

3 り災証明書の発行

り災証明書は、災害による被害の程度を証明するための書面であり、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく被災者生活再建支援金の申請時や町税等の減免申請時に利用される。

（1）申請窓口の開設等

被災者からのり災証明申請について対応するため、庁内に専用の窓口及び会場を確保し、開設する。

窓口では、住民からの被害状況の報告を取りまとめ、被害認定調査の準備を行う。

被害の分類	対象者・対象物	申請窓口
住家	○住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けた方 ○区分所有建物（マンション）の共用部分に被害を受けられた方	町民税務課
事業者	○店舗、事務所、工場等事業所及び事業用設備等に被害を受けた方	商工観光課
農林水産業 関係	○農家、漁家 ○被害を受けた農林水産業用施設・機械、農林水産物、農地等	農業振興課

（2）被害認定調査の実施

被災者からり災証明申請を受けた住家等に対し、被害の程度を判定するため被害認定調査を実施する。調査体制は1班2人程度とし、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月 内閣府）等を基に調査を実施するものとする。

なお、り災証明申請を受けた際に、被害状況の写真等を基に、一部破損等の被害の程度が低いと判断されるものについては、被害認定調査の実施を不要とする。

また、事業者を対象とするり災証明申請については、申請者が被害認定調査を希望しない場合は、被害認定調査の実施を不要とする。

（3）り災証明書の発行

被害認定調査より判定された結果等を基に、り災証明書を発行するものとする。

なお、り災証明書の判定結果に対し、被災者は再調査を依頼することが可能であり、その場合は再度被害認定調査を実施し、り災証明書を再発行するものとする。

4 り災証明書発行に関する広報

り災証明に関する体制が整備された際に、り災証明書の発行開始日時、受付会場、申請のために必要な持ち物等について、町ホームページ、役場庁舎内及び町広報紙等を活用し、被災者への周知に努めるものとする。

5 交付状況等の把握及び課題共有等に関する調整

県は、住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付について、市町村毎の進捗状況を把握するとともに、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、他の地方公共団体や民間団体の応援を要請し、被災市町村と応援職員が合同で事務を実施できる体制構築に努めるなど当該市町村に対し必要な支援を行う。

第4 被災者台帳の作成等

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

また、県は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

1 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所（避難先の住所ではなく、被災時の住所とする。※住民票の住所と異なる場合がある）
- (5) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成（被災時の世帯員とする。※住民票の住所及び世帯員と異なる場合がある。）
- (10) 被災証明書の交付の状況
- (11) 町長が台帳情報を当該町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) (11)の提供を行った場合は、その旨及び日時
- (13) 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- (14) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

2 情報の収集

- (1) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (2) 町長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

また、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、県に対し被災者に関する情報を提供する。

3 台帳情報の利用

第5章 災害復旧・復興計画

第5節 被災者自立支援対策計画

町長は、町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

4 台帳情報の提供

（１）町長は、以下のいずれかに該当すると認める時は、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。

- ① 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ② 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき

（２）（１）の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
- ③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- ④ 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
- ⑤ その他、台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

（３）町長は、台帳情報の提供に関する申請があった場合、当該申請が不当な目的によるものと認める時、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用される恐れがあると認めるときを除き、申請者に対し、１の（１３）の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

第5 災害弔慰金等の支給及び貸付制度

1 災害弔慰金等の支給

（１）災害弔慰金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の規定に基づき、御船町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 2 号）により実施する弔慰金の支給制度である。

（２）災害障害見舞金

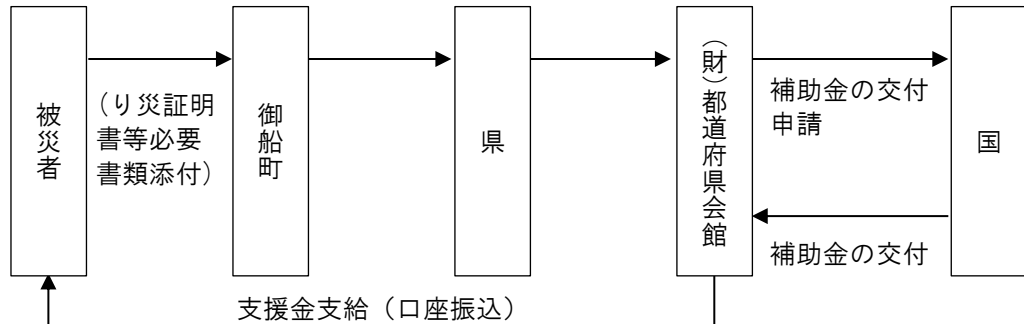
災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の規定に基づき、御船町災害弔慰金の支給等に関する条例により実施する障害見舞金の支給制度である。

（３）災害見舞金

御船町災害見舞金支給要綱（令和 7 年告示第 88 号）に基づき支給する見舞金制度である。

（４）被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、支援金を支給する制度である。



※県では支援金支給に関する事務の全部を財団法人都道府県会館に委託している。

2 災害援護資金・住宅資金等の貸付

(1) 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の規定に基づき災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 2 号）により実施する貸付制度である。

(2) 生活福祉資金

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定に基づき、低所得世帯に対して、資金の貸付を行い経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的として、町社会福祉協議会が県社会福祉協議会から事務の委託を受けて行う貸付制度である。

(3) 母子父子寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）の規定に基づき、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子家庭又は寡婦に対し資金を貸し付ける制度である。

(4) 災害復興住宅資金の融資

独立行政法人住宅金融支援機構が住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）に基づき行う被災者向け、低利融資制度である。

法の定める融資適用災害に該当する場合は、住宅金融支援機構南九州支店が被災者に対して、「災害復興住宅資金」の融資を行う。その制度については、災害発生の都度、現地説明会などにより周知を図る。

(5) 農林漁業対策関係融資及び災害補償制度

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努め

第5章 災害復旧・復興計画

第5節 被災者自立支援対策計画

る。また、災害によって生じた損失を補填して経営の安定を図るため各種の共済、保険制度がある。

(6) 中小企業対策関係融資

被災した中小企業者に対する資金対策としては、金融機関の融資、熊本県信用保証協会による融資の保証等により、事業所の復旧に必要な資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう努める。

第6 租税等の徴収猶予、減免等

1 町税等の減免

町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)又は条例等により、町税等を免除し、又は延滞金を減額することができる。

- (1) 町民税の減免
- (2) 固定資産税の減免
- (3) 軽自動車税の減免
- (4) 特別土地保有税の減免
- (5) 国民健康保険税の減免

2 国税・県税等の減免

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施する取扱いになっている。

3 その他町関係の減免及び徴収猶予等

(1) 国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の猶予及び免除

御船町国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予の取扱いに関する要綱(平成 30 年告示第 34 号)第 4 条、第 5 条の規定に基づくもの。（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 44 条の規定に基づくもの）

(2) 国民年金保険料の免除及び学生納付特例

国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 90 条第 1 項第 5 号、第 90 条の 2 第 1 項第 3 号、同条第 2 項第 3 号、同条第 3 項第 3 号、第 90 条の 3 第 1 項第 3 号の規定に基づき、天災などにより国民年金保険料を納付することが困難なときに申請できるもので、町を経由し国に報告する。

(3) 上下水道料金の減免

上水道料金については、御船町水道事業条例（平成 29 年条例第 9 号）第 29 条に基づき、下水道料金については、御船町下水道条例(平成 14 年規則第 18 号)第 25 条に基づき、上下水道料金の軽減又は免除をその都度決定する。

(4) 保育所及び幼稚園の保育料の減免

災害により家屋等に著しい損害を受けた場合、保育料の減免を受けられる場合がある。

(5) 介護保険料等の減免

65歳以上の方で、世帯主又は本人が地震により住家等に著しい損害（全半壊程度）を受けた場合、介護保険料が減免になる場合がある。

第7 その他郵便事業等の特別取扱い

災害が発生した場合、その被災状況並びに被災地の実情に応じて以下に掲げる援護対策を実施することになっている。その主なものについて記す。

機関名	生活確保の取扱い
厚生労働省 【熊本労働局】	1 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限延長等の措置を講ずることがある。 (1) 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り納期限を延長する。 (2) 制度の周知徹底 市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。
厚生労働省 【公共職業安定所】	1 証明書による失業の認定 災害により、失業の認定日に出頭できない需給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。 2 激甚災害による林業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。 3 雇用調整助成金の特例適用の要請 次の休業等をさせる場合、休業手当に係わる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。 (1) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 (2) 被災地域外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 (3) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合
日本郵便株式会社	1 被災者に対する通常はがき・郵便書留の無償交付 2 被災者の差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物（救助用物資を内容とするゆうパック、救助用又は見舞い用の現金書留郵便物）の料金免除 4 被災者救援用寄付金送付のための郵便振替料金免除 5 郵便貯金関係 取扱局・取扱期間・取扱業務の範囲を指定して払い戻し等の便宜措置を行う。 6 簡易保険・郵便年金関係 取扱局・取扱期間・取扱業務の範囲を指定して、保険金・貸付金等の支払い・保険料等の払込の際、適宜措置を行う。

第5章 災害復旧・復興計画

第5節 被災者自立支援対策計画

機関名	生活確保の取扱い
	7 簡易福祉事業団に対する災害救護活動の要請 8 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害短期融資
日本放送協会	1 NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施又は医療団・防災班の派遣等の奉仕を図る。 2 被災者の受信料免除 3 状況により避難所へ受信機を貸与する。
N T T 西日本	1 避難指示により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の免除（避難指示の日から同解除の日まで） 2 災害による建物被害により仮設住宅等へ電話を移設する契約者の移転工事費の免除
九州電力	電気事業法に基づく、電気供給等に係わる特別措置の適用については、災害の状況をみて電気事業者が経済産業大臣に申請し、認可を得るものとする。

第8 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

町は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第9 義えん金品の受入れ・配分

災害時には、国内、国外から多くの義えん金品が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立するとともに、被災者にあて寄託された義えん金品の配分及び町民や企業等が義援品を提供する場合は、次により行う。

1 実施機関

県及び日赤熊本県支部

2 募集要領

県及び日赤熊本県支部は、文書をもって管下全市町村長に一般住民からの応募について依頼するとともに、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて周知を図るものとする。

3 義えん金・救援物資の保管及び分配

(1) 義えん金の取扱い

県は、個人又は会社、団体等から県知事に送付されたり被災者に対する義えん金は、本庁又は出先機関においてこれを受領し、県歳入歳出外現金として厳重に保管するとともに、義えん金受付整理簿を整備して、速やかに関係市町村長を通じて、被災者に配分するものとする。

なお、配分方法については、義えん金配分委員会（災害の状況等によって、その都度関係課長等をもって設置する。）においてこれを決定するものとする。

(2) 救援物資の取扱い

県は、小口・混載の物資は原則受け入れないなど、救援物資の受け入れに係る取り扱いを決定し、ホームページやパブリシティによる情報発信を行うものとする。

また、企業又は団体等からの救援物資について、随時、市町村からの要請とのマッチングを行い、当該物資を必要とする被災者に速やかに届けられるよう必要な調整を行うものとする。

なお、個人又は貨車、団体等から県知事に送付された被災者に対する救援物資は、本庁又は出先機関においてこれを受領し、厳重に保管するとともに、救援物資受付整理簿を整備して、速やかに関係市町村を通じて、被災者に配分するものとする。

第10 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講じる。なお、広報・啓発を行う際は、以下の方法を検討し速やかに実施する。

- 1 インターネットによる情報提供
- 2 風評被害対策等リーフレットの作成
- 3 車内吊り公告
- 4 テレビ・ラジオ番組やテレビでのスポット放映
- 5 町広報誌への掲載
- 6 講演会等の開催

第6節 復興計画

大規模災害により、地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、地域住民等の合意形成や関係機関の諸事業の調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

町は、特定大規模災害等を受けた場合、県に対し、町に代わって円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を要請することができるものとする。

また、町は、必要な場合は、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。その際、県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努めるものとする。